

【1 分解説】法人実効税率とは？

総合調査部 研究理事 河谷善夫

法人実効税率とは、法人の所得にかかる税である法人税、地方法人税、住民税、事業税（特別法人事業税含む）を勘案した法人への実質的な税負担率です。これらの税のうち、地方法人税や、住民税は法人税額に対して所定の税率でかかり、事業税は損金算入されます。したがって、実効税率の算出は各税率を単純に合計するのではなく、下記の算式から計算されます。

但し、法人税は一定の基準を満たす中小法人の 800 万円以下の所得部分には軽減税率が適用されていること、住民税及び事業税は制限税率を上限に地方自治体が標準税率と異なる税率を定められることから、法人実効税率は企業の規模や事業の所在地により異なります。

2024 年時点の標準税率は、法人税が 23.2%、地方法人税が 10.3%、住民税が 7%、事業税（特別法人事業税含む）が 3.6%です。これを下記算式に当てはめると、29.74%となります。

法人実効税率は、安倍政権の成長志向の法人税制改革の下で引き下げられ、一旦 30%未満となりました（資料 1）。しかし、2025 年の通常国会において所得税法等の一部を改正する法律が成立し、2026 年 4 月 1 日以後の事業年度から法人税に 4%の防衛特別法人税が課せられることになり、30.64%と再び 30%超となります。

わが国企業の競争力維持の観点からも今後の法人実効税率の水準が注目されます。

<算式>

$$\text{法人実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率}^{\ast}}{1 + \text{事業税率}^{\ast}}$$

※事業税には特別法人事業税を含む

資料 1 安倍政権での法人税制改革

	2014年度 (改革前)	2015年度 (2015年度改正)	2016年度 (2016年度改正)	2018年度 (2016年度改正)
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 ※ 地方法人特別税含む(注) ※ 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(注) 地方特別法人税は、地域間の税源偏在を是正するため 2008 年税制改正で暫定的に導入されていたもので 2019 年 9 月末まで存在した。2019 年以降は同様の目的で特別事業法人税が導入されている。

(出所) 財務省 HP より第一生命経済研究所作成